平成３０年（フ）第９３号
三重県鈴鹿市西条５丁目112　チェリーマンション１階１Ｂ号室、住民票上の住所三重県鈴鹿市西条５丁目100番地の２　レーベン西条Ａ102
債務者　Ｔｏｗｎ　ｋｉｔｃｈｅｎ260こと
唐﨑　雅秀
1　決定年月日時　平成30年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月21日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２２号
三重県名張市鴻之台１番町128番地　ハイツＭ＆Ｍ102号
債務者　ＳＷＥＥＴＳ　ＲＩＮＧ　ＣＡＦＥ，四季珈琲こと　福森　康夫
1　決定年月日時　平成30年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成３０年（フ）第１４７号
熊本市西区横手５丁目１番10号　レオパレスＬＡＶＩＴＡ106、前住所熊本県玉名郡長洲町大字長洲500番地５
債務者　前田哲太郎
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北野　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月25日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第３７４号
京都市中京区蛸薬師通堀川東入亀屋町272番地の２、前住所兵庫県西宮市名塩平成台20番地２
債務者　加納　**邦**広
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小原　路絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月８日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第８７号
兵庫県加古川市別府町新野辺北町４丁目29番地、前住所兵庫県加古川市別府町本町２丁目52番地
債務者　松原クリーニングこと　伊井　一子
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中上　幹雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月７日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第８８号
兵庫県加古川市別府町新野辺北町４丁目29番地、前住所兵庫県加古川市別府町本町２丁目52番地
債務者　伊井　正美
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中上　幹雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月７日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第８９号
兵庫県加古川市別府町新野辺北町４丁目29番地、従前の住所兵庫県加古川市別府町別府970番地の17
債務者　森田　洋輔
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中上　幹雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１７１号
兵庫県姫路市南条22番地１
債務者　友永　達夫
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　貴司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第４５号
高知県南国市里改田287番地
債務者　中澤　賢子
1　決定年月日時　平成30年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中橋　紅美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１５４号
大分市大字永興108番地の５（パークヒルズ南太平寺103）
債務者　藤原　圭佑
1　決定年月日時　平成30年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊谷　洋佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第３５５号
兵庫県神戸市北区有野町唐櫃2563番地の１
債務者　三嶋　鑄二
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本佳世子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２１３号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目12番13号
債務者　植木　信博
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長城　紀道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１２５号
沖縄県島尻郡南風原町字兼城340番地　グレンデール304
債務者　小川　淳也
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴間　淳一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月８日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第１２９号
函館市松川町12番８号
債務者　山田　宏幸
1　決定年月日時　平成30年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１４２号
北海道北斗市七重浜１丁目９番19号
債務者　中山美恵子
1　決定年月日時　平成30年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１４３号
函館市高松町337番地６
債務者　長内みつこ
1　決定年月日時　平成30年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
函館地方裁判所